（農事組合法人の事業）

**第二百十五条**　法第七十二条の十第一項第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　（略）

二　農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

三・四　（略）

五　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第一項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

六　農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

（土地改良法施行規則の一部改正）

**第六条**　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （組合員の資格得喪の通知） | （組合員の資格得喪の通知） |
| **第三十三条**　（略） | **第三十三条**　（略） |
| 2　（略） | 2　（略） |
| 3　前項の通知書には、当該通知書に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する農用地利用集積等促進計画の写しを添付したときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の記載を要しない。 | 3　前項の通知書には、当該通知書に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十八条第一項に規定する農用地利用集積計画の写し又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する農用地利用配分計画の写しを添付したときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の記載を要しない。 |

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則の一部改正）

**第七条**　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成十九年農林水産省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） | （活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） |
| **第七条**　法第五条第十三項第一号ハ（同条第二十三項及び第二十五項（これらの規定を同条第二十八項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合並びに同条第二十八項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 | **第七条**　法第五条第十三項第一号ハ（同条第二十三項及び第二十五項（これらの規定を同条第二十八項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合並びに同条第二十八項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 |
| 一　法第五条第四項第一号に規定する土地を農用地等以外の用に供する場合にあっては、当該土地が次のいずれにも該当するものであること。 | 一　法第五条第四項第一号に規定する土地を農用地等以外の用に供する場合にあっては、当該土地が次のいずれにも該当するものであること。 |
| イ　（略） | イ　（略） |
| ロ　当該土地を活性化事業の用に供することにより、農用地区域内における地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画をいう。第十三条第二号において同じ。）の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 | （新設） |